



第12回 定時株主総会 招集ご通知



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本定時株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、今後、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(当社ウェブサイト <https://www.khneochem.co.jp>)

KHネオケム株式会社

日時

2022年3月24日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

会場

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
COREDO室町1(コレド室町1)
日本橋三井ホール(受付:4階)

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

- | | |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役の金銭報酬に係る報酬額改定の件 |
| 第6号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件 |

スマート
招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも議案の内容等の一部をご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/4189/>



目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
(提供書面)	
事業報告	27
連結計算書類	51
計算書類	53
監査報告	55
トピックス	61

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に罹患された方々、そのご家族や関係者の方々におかれましては心よりお見舞い申し上げます。

また、株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第12回定時株主総会を2022年3月24日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

今後もより一層のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長
高橋 理夫



企業理念

企業使命 「化学の力」で、よりよい明日を実現する。

経営姿勢 確かな技術と豊かな発想で、夢を「かたち」にする。

行動指針 「新たな一歩」を踏み出して、さらなる高みに挑戦する。

証券コード 4189
2022年3月2日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
KHネオケム株式会社
代表取締役社長 高橋理夫

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

株主の皆様におかれましては、**新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただき、極力、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。**なお、議決権行使につきましては、お手数ながら、後記の「議決権行使についてのご案内」（3～4ページ）をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.	日 時	2022年3月24日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2.	場 所	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 COREDO室町1（コレド室町1） 日本橋三井ホール（受付：4階） （ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3.	目 的 事 項 報 告 事 項	1. 第12期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第12期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
	決 議 事 項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役の金銭報酬に係る報酬額改定の件 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

以 上

<インターネットによる開示について>

次の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。

- ・連結計算書類における連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ・計算書類における株主資本等変動計算書、個別注記表

なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査を実施した対象の一部であります。また、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。（当社ウェブサイト <https://www.khneochem.co.jp>）

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご返送ください。

行使期限 2022年3月23日(水曜日) 午後5時40分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



スマートフォンでQRコードを読み取っていただくか、パソコンから議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議決権を行使ください。

行使期限 2022年3月23日(水曜日) 午後5時40分行使分まで

<議決権電子行使プラットフォームのご利用について>

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2022年3月24日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

場所 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
COREDO室町1(コレド室町1) 日本橋三井ホール(受付:4階)
(ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本定時株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
- ・会場受付において株主様の体温測定をさせていただきます。発熱や体調不良と見受けられる方は会場へのご入場をお控えいただく場合がございますのでご了承ください。
- ・ご入場の際はマスクを着用の上、アルコールによる手指消毒にご協力ください。
- ・本定時株主総会の会場における株主様用の座席は、株主様同士の距離を充分に取ってご着席いただけるよう、実質座席数を大幅に削減して会場設計をいたしております。そのため、当日ご来場いただいても、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

<代理人による議決権行使>

当社の議決権を有する他の株主1名様を代理人として本定時株主総会にご出席いただくことができます。なお、この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

「議決権行使コード」・「パスワード」を入力する方法

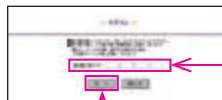
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

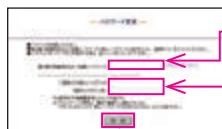
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネット ヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

インターネットによる議決権行使の際のご注意

- 1 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、初回ログインの際に「パスワード」を変更いただきますのでご了承ください。
- 2 パスワードを一定回数以上間違えるとロックされて使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 3 インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 4 インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 5 「パスワード」（株主様が変更されたものも含まれます）は本定時株主総会のみ有効です。
- 6 インターネットによる議決権行使は、2022年3月23日（水曜日）の午後5時40分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
- 7 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご使用の機器によってはご利用いただけない場合があります。
- 8 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元につきまして、今後の成長分野への投資と内部留保とのバランスを勘案しつつ、継続的かつ安定的な配当に努めることを基本方針としております。

第12期（当期）の期末配当につきましては、上記方針のもと、当期の連結業績、財務状況等を総合的に勘案した結果、1株につき45円とさせていただきますたく存じます。これにより中間配当金（1株につき30円）と合わせた年間の配当金は、1株につき75円となります。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金 銭
2	配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 45円 総額 1,671,704,820円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2022年3月25日

1 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度に係る改正規定が2022年9月1日に施行されます。振替株式発行会社（上場会社）には、当該電子提供制度の導入が義務付けられておりますので、これに備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>< 削 除 ></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="374 213 541 238">< 新 設 ></p> <p data-bbox="424 511 491 536">(中略)</p> <p data-bbox="409 579 506 604">附 則</p> <p data-bbox="424 647 491 672">(中略)</p>	<p data-bbox="768 178 954 204">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="752 213 1336 306">第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="807 314 1336 473">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="1010 511 1076 536">(中略)</p> <p data-bbox="994 579 1091 604">附 則</p> <p data-bbox="1010 647 1076 672">(中略)</p>
<p data-bbox="374 712 541 737">< 新 設 ></p>	<p data-bbox="768 712 1146 737">(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p data-bbox="752 745 1336 1100">第2条 2022年3月24日付定時株主総会決議による変更前の定款（以下、本条において「変更前定款」という）第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および同定時株主総会決議による変更後の定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="807 1108 1336 1236">2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="807 1244 1336 1372">3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現取締役全員（8名）が任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案の内容については、任意の指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）における審議を経て、取締役会において決定しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名		当社における地位及び担当 重要な兼職の状況	取締役会 出席状況 (当期)
1	たかはし みちお 高橋 理夫	再任	代表取締役社長 社長執行役員	16回/16回 (100%)
2	まつおか としひろ 松岡 俊博	再任	取締役 常務執行役員 管掌：購買、生産技術、環境、保安・安全、 品質保証	16回/16回 (100%)
3	にいや たつろう 新谷 竜郎	再任	取締役 常務執行役員 管掌：経営戦略、マーケティング、営業、物流	16回/16回 (100%)
4	はまもと まさや 濱本 真矢	再任	取締役 常務執行役員 管掌：経理・財務、IR、広報、総務、法務・コンプライアンス、内部統制、リスク管理、ESG推進	16回/16回 (100%)
5	いそがい ゆきひろ 磯貝 幸宏	再任	取締役 執行役員 管掌：人事、IT戦略、研究開発、知的財産、 情報セキュリティ	16回/16回 (100%)
6	みやいり さよこ 宮入 小夜子	再任 社外 独立役員	社外取締役（独立役員） 開智国際大学 国際教養学部 国際教養学科 教授 株式会社スコラ・コンサルト パートナー 東洋エンジニアリング株式会社 社外取締役	16回/16回 (100%)
7	つちや じゅん 土屋 淳	再任 社外 独立役員	社外取締役（独立役員） 株式会社土屋インターナショナルコンサルティング 代表取締役社長 綜研化学株式会社 社外取締役	16回/16回 (100%)
8	きくち ゆうじ 菊池 祐司	再任 社外 独立役員	社外取締役（独立役員） 東京八丁堀法律事務所 パートナー弁護士 NECネットスアイ株式会社 社外監査役	16回/16回 (100%)

候補者番号

1

再任

たかはし みちお

高橋 理夫 (1965年2月15日生)



略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1987年 4月 協和発酵工業株式会社 入社
2011年 7月 協和発酵ケミカル株式会社 (現 当社) 基礎化学品事業部長
2013年 3月 当社 取締役・執行役員
2016年 3月 当社 常務取締役・執行役員
2017年 3月 当社 取締役副社長・執行役員
2019年 3月 当社 代表取締役社長・執行役員
2020年 3月 当社 代表取締役社長・社長執行役員 (現任)

所有する当社の株式数

(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

12,717株 (7,717株)

当期に開催の取締役会出席率

16回/16回 (100%)

取締役候補者とした理由

代表取締役社長として、VISION 2030の実現に向けて強いリーダーシップを発揮しております。当社グループ経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

2

再任

まつおか としひろ

松岡 俊博 (1962年5月9日生)



所有する当社の株式数

(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

6,835株 (3,735株)

当期に開催の取締役会出席率

16回／16回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1987年 4月 協和醸酵工業株式会社 入社
2008年 4月 協和発酵ケミカル株式会社 (現 当社) 生産管理部長
2011年 6月 当社 四日市工場長
2013年 4月 当社 執行役員
2014年 3月 当社 取締役・執行役員
2018年 3月 当社 常務取締役・執行役員
2020年 3月 当社 取締役・常務執行役員 (現任)

<現在の担当>

管掌：購買、生産技術、環境、保安・安全、品質保証

取締役候補者とした理由

業務執行取締役として、購買、生産技術、環境、保安・安全、品質保証を統括し、安全・安定操業、生産技術基盤の強化を推進するなど、責任を適切に果たしております。当社事業における豊富な経験・実績・見識を有しており、今後も、当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3

再任

に いや たつろう

新谷 竜郎 (1964年6月1日生)



所有する当社の株式数

(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

6,115株 (3,515株)

当期に開催の取締役会出席率

16回／16回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1988年 4月 協和醸酵工業株式会社 入社
2013年 7月 当社 事業本部化学品営業部長
2016年 1月 当社 執行役員
2017年 3月 当社 取締役・執行役員
2019年 3月 当社 常務取締役・執行役員
2020年 3月 当社 取締役・常務執行役員 (現任)

<現在の担当>

管掌：経営戦略、マーケティング、営業、物流

取締役候補者とした理由

業務執行取締役として、経営戦略、マーケティング、営業、物流を統括し、収益拡大への貢献や事業基盤の強化を推進するなど、責任を適切に果たしております。当社事業における豊富な経験・実績・見識を有しており、今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

4

再任

はまもと ま さ や

濱本 真矢 (1960年6月20日生)



所有する当社の株式数

(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

4,670株 (1,970株)

当期に開催の取締役会出席率

16回／16回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

- 1985年 4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行
2011年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）
大阪営業第一部長
2014年 4月 株式会社みずほ銀行 執行役員 営業第五部長（2015年3月 退任）
2015年 4月 興銀リース株式会社（現 みずほリース株式会社） 執行役員
2015年 6月 同社 取締役 兼 執行役員 経営企画部長
2016年 4月 同社 常務取締役 兼 常務執行役員 経営企画部長
(2019年5月 退任)
2019年 6月 当社 入社
2019年 9月 当社 上席執行役員
2020年 3月 当社 取締役・常務執行役員（現任）

<現在の担当>

管掌：経理・財務、IR、広報、総務、法務・コンプライアンス、内部統制、
リスク管理、ESG推進

取締役候補者とした理由

業務執行取締役として、経理・財務、IR、法務・コンプライアンス、内部統制、
リスク管理などを統括し、経営の効率化及び透明性の向上、リスク管理の強化、
ESGを推進するなど、責任を適切に果たしております。金融業界の要職を歴任
し、財務・会計分野に加え、経営者としても豊富な経験・実績・見識を有してお
り、今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、取締役としての
選任をお願いするものです。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

5

再任

いそがい ゆきひろ

磯貝 幸宏 (1963年10月11日生)



所有する当社の株式数

(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

5,892株 (2,292株)

当期に開催の取締役会出席率

16回／16回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1987年 4月 東亜紡織株式会社 入社
2000年 8月 株式会社ワイ・アイ・シー 入社
2001年10月 協和醸酵工業株式会社 入社
2016年 1月 当社 研究開発本部 四日市研究所長
2017年12月 当社 研究開発本部長 兼 研究開発本部 四日市研究所長
2018年 1月 当社 執行役員
2019年 3月 当社 取締役・執行役員 (現任)

<現在の担当>

管掌：人事、IT戦略、研究開発、知的財産、情報セキュリティ

取締役候補者とした理由

業務執行取締役として、人事、IT戦略、研究開発、知的財産などを統括し、人材戦略・従業員エンゲージメント向上、新規事業の創出、他社や大学とのオープンイノベーションを推進するなど、責任を適切に果たしております。当社事業における豊富な経験・実績・見識を有しており、今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

6

再任

みやいり さよこ

宮入 小夜子

(1956年11月12日生)

社

外

独

立

役

員



所有する当社の株式数

2,500株

当期に開催の取締役会出席率

16回／16回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

- 1979年 4月 株式会社日立製作所 入社
- 1982年 7月 バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ アジア総本部 入社
- 1986年 3月 株式会社パソナ 入社、株式会社エデュコンサルタント
(現 株式会社スコラ・コンサルタント) 出向・転籍
- 2000年 4月 株式会社スコラ・コンサルタント パートナー (現任)
- 2000年 4月 日本橋学館大学 (現 開智国際大学) 助教授
- 2005年 1月 株式会社スコラ・コンサルタント 取締役
- 2008年 4月 日本橋学館大学 (現 開智国際大学) 教授 (現任)
- 2019年 3月 当社 社外取締役 (現任)
- 2020年 8月 東洋エンジニアリング株式会社 社外取締役 (現任)

<重要な兼職の状況>

- 開智国際大学 国際教養学部 国際教養学科 教授
- 株式会社スコラ・コンサルタント パートナー
- 東洋エンジニアリング株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

主に組織・人材開発における専門的見地から、人材育成や従業員エンゲージメントの向上に関し意見・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された全6回の委員会に全て出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定・役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

今後も客観的な立場から経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通じて、当社の企業価値の持続的向上に貢献する人材と判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

7

再任

つちやじゅん

土屋 淳 (1952年10月23日生)

社 外

独 立 役 員



所有する当社の株式数

300株

当期に開催の取締役会出席率

16回／16回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

- 1981年 4月 米国 アルゴンヌ国立研究所 入所
1983年 5月 米国 ローレンスバークレー国立研究所 入所
1984年 2月 三菱化成工業株式会社 (現 三菱ケミカル株式会社) 入社
1999年 1月 同社 米国子会社 Verbatim Corporation, President 出向
2001年 4月 三菱化成株式会社 (現 三菱ケミカル株式会社)
経営企画室 部長 (2002年1月 退職)
2002年 2月 株式会社ローム・アンド・ハースジャパン
(現 ダウ・ケミカル日本株式会社) 取締役 (2006年12月 退任)
2007年 1月 ヘレウス株式会社 代表取締役社長 (2018年9月 退任)
2018年10月 株式会社土屋インターナショナルコンサルティング
代表取締役社長 (現任)
2019年 6月 綜研化学株式会社 社外取締役 (現任)
2020年 3月 当社 社外取締役 (現任)

<重要な兼職の状況>

株式会社土屋インターナショナルコンサルティング 代表取締役社長
綜研化学株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

主に経営及び技術的見地から、当社のビジネス全般に関し意見・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された全6回の委員会に全て出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定・役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

今後も客観的な立場から経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通じて、当社の企業価値の持続的向上に貢献する人材と判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

8

再任

さくちゆうじ

菊池 祐司 (1964年2月15日生)

社

外

独

立

役

員



所有する当社の株式数

200株

当期に開催の取締役会出席率

16回/16回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

- 1992年 4月 弁護士登録
坂野・瀬尾・橋本法律事務所（現 東京八丁堀法律事務所） 入所
- 2002年 4月 東京八丁堀法律事務所 パートナー
- 2003年 3月 証券取引等監視委員会（事務局総務検査課） 勤務
- 2005年 3月 東京八丁堀法律事務所 復帰 パートナー（現任）
- 2010年 6月 イヌイ倉庫株式会社（現 乾汽船株式会社） 社外監査役
- 2014年 6月 N E C ネットズエスアイ株式会社 社外監査役（現任）
- 2020年 3月 当社 社外取締役（現任）

<重要な兼職の状況>

- 東京八丁堀法律事務所 パートナー弁護士
- N E C ネットズエスアイ株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

主に弁護士としての専門的見地から、リスク管理、コーポレートガバナンスの強化に関し意見・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された全6回の委員会に全て出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定・役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。今後も客観的な立場から経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通じて、当社の企業価値の持続的向上に貢献する人材と判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者（社外取締役候補者を除く。）が所有する当社の株式数には、業績連動型株式報酬制度に基づき退任後に交付される予定の株式の数（業績連動型株式報酬制度において付与済みのポイントに相当する株式数）を含めて表示しています。当社の取締役の報酬制度の概要は、事業報告40ページから43ページをご参照ください。
- 宮入小夜子氏の戸籍上の氏名は、茨城小夜子です。
 - 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 宮入小夜子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。土屋淳氏及び菊池祐司氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
 - 当社と宮入小夜子氏、土屋淳氏及び菊池祐司氏は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。各氏が選任された場合は、各氏との当該契約を継続する予定です。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新する予定です。
 - 当社は、宮入小夜子氏、土屋淳氏及び菊池祐司氏を株式会社東京証券取引所定める独立役員として指定し同証券取引所に届け出ております。本議案が承認可決された場合、各氏を同様に独立役員として指定し、届け出る予定です。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(ご参考) 取締役候補者の指名の方針

当社の取締役候補者の指名に関しては、取締役等に求められるスキル等を踏まえた的確かつ迅速な意思決定に寄与する能力の有無や適材適所の観点、ジェンダー等のダイバーシティを勘案した上で、取締役会の諮問を受けた任意の指名・報酬委員会が総合的に検討した結果を答申し、取締役会において決定しております。

取締役としての必要なスキル等につきましては、スキルマトリックスを作成し、経営に対して貢献が期待される「企業経営」、「業界の知見」、「製造・研究開発・イノベーション」、「財務・会計」、「営業・マーケティング」、「ガバナンス・コンプライアンス・リスク管理」、「人材開発・ダイバーシティ」の各項目が、取締役会全体としてカバーされ、経験・専門性の多様性が確保されたバランスのとれた構成になるよう留意しております。

また、独立社外取締役の候補者選定にあたっては、東京証券取引所の独立性に関する基準を満たしていることに加え、他社での経営経験を有する者を含めております。

なお、当社では、取締役及び監査役だけでなく、執行役員までを含むスキルマトリックスを作成し、次世代の人材の育成や登用を進めていくこととしております。本定時株主総会において本議案が原案どおり承認可決された場合の取締役に加えて、監査役、及び本定時株主総会后に就任予定である執行役員までを含めたスキルマトリックスは右表のとおりです。

(指名・報酬委員会)

当社は、取締役及び執行役員の指名・報酬にかかる取締役会の機能の独立性・客観性と透明性を確保することを目的に、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、過半数を独立社外取締役（うち女性1名を含む）で構成する任意の指名・報酬委員会を設置しております。当事業年度である2021年度は、指名・報酬委員会を6回開催しており、本定時株主総会における取締役の指名及び役員報酬に関する議案は、指名・報酬委員会がその内容について審議し、取締役会に答申の上、取締役会において決定されたものです。

役員のスキルマトリックス（2022年3月24日時点）

	氏名	企 業 経 営	業 界 の 見 知	製 造 研 究 開 発 イ ノ ベ ー シ ョ ン	財 務 ・ 会 計	営 業 マ ー ケ ー テ ィ ン グ	ガ バ ナ ン ス コ ン プ ラ イ ア ン ス リ ス ク 管 理	人 材 開 発 ダ イ バ ー シ テ ィ
取締役	高橋 理夫	●	●		●	●	●	
	松岡 俊博	●	●	●				
	新谷 竜郎	●	●			●		
	濱本 真矢	●			●		●	
	磯貝 幸宏	●	●	●				●
	宮入 小夜子 <small>社外独立</small>	●						●
	土屋 淳 <small>社外独立</small>	●	●	●		●		
	菊池 祐司 <small>社外独立</small>						●	
	大戸 徳男				●		●	
監査役	河合 和宏 <small>社外独立</small>	●			●		●	
	田村 恵子 <small>社外独立</small>						●	
	斎藤 誠司		●	●				
執行役員	緒方 利明	●	●	●				
	中橋 彰夫		●	●				
	近藤 佳明		●	●				
	清水 英樹		●			●		
	高橋 功						●	●
	上村 朗				●			
	徳光 篤志		●			●		
	佐藤 克典		●			●		
	黒川 秀雄		●	●				

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、2021年3月23日開催の第11回定時株主総会において、補欠社外監査役を選任いただきましたが、これに加え、常勤監査役を欠くことになる場合も想定し、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりです。

もりまさお

森 正男

(1957年4月27日生)

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1981年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行
 2007年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 監査役室 室長（2010年12月 退職）
 2011年1月 協和発酵ケミカル株式会社（現 当社） 管理本部 企画管理部長
 2012年3月 当社 取締役 企画管理部長
 2014年3月 当社 常務取締役・執行役員 事業本部長 兼 業務部長
 2015年1月 当社 常務取締役・執行役員 管理本部長（2015年6月 退任）
 2015年7月 黒金化成株式会社 入社
 2016年3月 同社 常務取締役（現任）

補欠監査役候補者とした理由

金融機関において、長年の実務経験と会計・監査における幅広い知識を有しております。また、当社及び当社グループにおいても、事業部門、企画部門及び管理部門における責任者を歴任し、経営者としても十分な経験があることから、当社の経営全般への監視や有効な助言が期待できると判断し、補欠監査役としての選任をお願いするものです。

所有する当社の株式数

0株

- (注) 1. 森正男氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森正男氏は、2022年3月18日開催予定の黒金化成株式会社における定時株主総会の終結の時をもって同社の常務取締役を退任する予定です。
3. 補欠監査役が監査役に就任する場合の優先順位は、監査役河合和宏氏及び監査役田村恵子氏の退任による場合は、井村順子氏を第1順位とし、その他の監査役の退任による場合は森正男氏を第1順位とします。
4. 本議案が承認可決され、森正男氏が監査役に就任した場合は、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額とします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、当社は、本議案に係る補欠監査役の選任が効力を有する間に、当該保険契約を更新する予定です。
- ・森正男氏は、黒金化成株式会社の常務取締役を退任するまでの間は、当社の子会社役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。
 - ・森正男氏は、本議案が承認可決され、監査役に就任した場合、当社の監査役として改めて当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 森正男氏は、法令に定める監査役の数に欠けたことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本補欠監査役選任の効力は、当社定款の定めにより、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとなります。

取締役の報酬見直しの背景について (第5号議案及び第6号議案)

当社の取締役の報酬等につきましては、2011年3月31日付の臨時株主総会で金銭報酬の上限額をご承認いただき、また、2018年3月に、退職慰労金制度を廃止するとともに、業績連動型株式報酬制度を導入して報酬体系の整備を進め、現在に至っております。一方で、外部調査機関によれば、取締役の役割・責任がますます増大する中、競合他社においても報酬体系の見直しと同時に、報酬水準を高める動きが加速してきており、当社において、報酬水準の競争力強化が非常に重要な課題となってきました。

そこで、当社では、2019年以降、指名・報酬委員会（過半数を独立社外取締役で構成しております。）において、取締役の報酬等のあり方について審議を行い、2021年に同委員会からの答申を受け、取締役会において以下の通り決議いたしました。

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬等につきましては、以下の内容を基本方針としております。

- ・中長期的な業績向上と企業価値の増大への十分なインセンティブとなる
- ・多様で優秀な人材を獲得できる競争力を有する
- ・株主をはじめとするステークホルダーとの利害の共有を図る

取締役（社外取締役を除く。）の具体的な報酬体系は、固定報酬及び業績連動報酬からなる金銭報酬並びに業績連動型株式報酬で構成することとし、上位の役位ほど業績連動ウエイト、株式報酬ウエイトが高まる構成を基本とし、具体的な設計にあたっては第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を活用し適正な水準に設定することとしております。金銭報酬における業績連動報酬及び業績連動型株式報酬の概要につきましては、事業報告40ページ～43ページの「2.(4) ②取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりです。また、社外取締役の報酬については、役割と独立性の観点から、その役割等に応じて設定された金銭報酬の固定報酬のみとし、それを12か月で按分した月例の金額を毎月支給することとしております。

第5号議案及び第6号議案における取締役の報酬等の改定の内容も、任意の指名・報酬委員会の審議を経ており、上記の報酬等のあり方に沿って、報酬水準を競合他社に対して競争力のあるレベルまで機動的に引き上げることを可能とするためのものであり、競合他社の水準との比較等に照らしても、当社が優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準を維持するために相当な水準であると判断しております。

<第5号議案及び第6号議案における報酬等の改定の概要>

議案	報酬等の種類	現行の報酬等の上限	改定後の報酬等の上限
第5号議案	金銭報酬	年額200百万円以内（含 社外取締役分） ※使用人兼務の場合の使用人分給与を除く	年額350百万円以内(内 社外取締役分年額50百万円以内) ※使用人兼務の場合の使用人分給与を除く
第6号議案	株式報酬	・3事業年度ごとに信託に拠出する金銭の上限：110百万円 ・1事業年度あたりに付与するポイント数（株式数）の上限：35,000ポイント（35,000株）	・3事業年度ごとに信託に拠出する金銭の上限：200百万円 ・1事業年度あたりに付与するポイント数（株式数）の上限：60,000ポイント（60,000株）

取締役の金銭報酬に係る報酬額改定の件

取締役の金銭報酬に係る報酬額は、2011年3月31日付の臨時株主総会において、取締役に対する報酬等の額改定に関して年額200百万円以内（ただし、社外取締役分を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいておりますが、急速に変化する事業環境に対応して、取締役の役割・責務が増大していることや更なるコーポレートガバナンスの強化のため、今後の取締役の員数構成の動向や優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準を維持する必要性等を総合的に勘案し、取締役の金銭報酬に係る報酬額を年額350百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）に改定することをお願いするものであります。

本改定は、環境変化に対応し、報酬水準を競合他社に対して競争力のあるレベルまで機動的に引き上げることを可能とするためのものであり、競合他社の水準に照らしても、当社が優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準を維持するために相当な水準であると判断しております。また、当社は2021年1月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告42ページに記載のとおりであります。その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。なお、本議案につきましては、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経ております。以上より、本議案の内容は、相当であるものと考えております。

なお、取締役の金銭報酬に係る報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、現時点において、当社の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されまると、本定時株主総会終結後の取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

1. 提案の理由

当社は、2018年3月27日開催の第8回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入し、以降も3事業年度を単位として継続していくことにご承認いただき、その後、2021年3月23日開催の第11回定時株主総会において、本制度の継続について改めてご承認をいただいで現在に至っております。本議案は、急速に変化する事業環境に対応して、取締役の役割・責務が増大していることや更なるコーポレートガバナンス強化のため、優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準を維持する必要性等を踏まえ、3事業年度ごとの上限拠出額及び1事業年度当たり付与するポイント数（株式数）の上限を改定することについて、ご承認をお願いするものです。

本議案は、「第5号議案 取締役の金銭報酬に係る報酬額改定の件」としてご承認をお願いする取締役の金銭報酬に係る報酬額（年額350百万円以内、うち社外取締役分は年額50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠として、株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及びその内容の改定についてのご承認をお願いするものです。なお、改定後の本制度の詳細につきましては、下記3. の枠内（上記3事業年度ごとの上限拠出額及び1事業年度当たり付与するポイント数（株式数）の上限の点を除き、2021年3月23日開催の第11回定時株主総会でご承認いただいた内容から実質的に変更はございません。）で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は5名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる取締役は5名となります。

なお、2021年12月末日で終了する事業年度以降については、当社は、取締役のほか、取締役を兼務しない執行役員も本制度の対象としております。

2. 本制度の改定を相当とする理由

本制度は、取締役の報酬と当社の業績との連動性をより一層高めると同時に、株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としています。また、当社は2021年1月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告42ページに記載のとおりであります。改定後の本制度は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

加えて、本改定は、改定後の上限拠出額及び1事業年度当たり付与するポイント数（株式数）の上限も、当社の市場株価の推移、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、本議案につきましては、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経ております。

以上のことから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

3. 改定後の本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める「役員株式給付規程」に従って、役員、業績達成度等に応じて当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役及び執行役員の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役を除きます。）

(3) 信託期間及び金額

当社は、2018年12月末日で終了した事業年度から2020年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しております。当初の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役への交付を行うための株式の取得資金として、79百万円の金銭を、2021年1月1日より開始した現在の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役への交付を行うための株式の取得資金として、20百万円の金銭をそれぞれ拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初の対象期間に関して当社株式31,500株を、現在の対象期間に関して当社株式6,900株をそれぞれ取得しております。

今般、現在の対象期間を含む今後の各対象期間に関し、当社が本信託に拠出することができる金額の上限を200百万円に改めることにいたします。当該上限額は、当社の市場株価の推移、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

ただし、当初の対象期間経過後に追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に對する株式の交付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、上述の上限額の範囲内とします。なお、当社は、各対象期間中、拠出額の累計額が上述の上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができ、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、ご参考として、本議案の本株主総会への上程を当社の取締役会が決議した日の前日である2022年2月15日の当社株価の終値（1株当たり2,884円）での取得を前提とした場合、当社が各対象期間に取締役への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額200百万円を原資に取得する株式数は、最大で69,300株となり、その発行済株式総数（2021年12月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.2%となります。

(5) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役に、各事業年度に関して、「役員株式給付規程」に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

今般、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限を、60,000ポイントに改めることにいたします。当該上限は、当社の市場株価の推移、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

従って、取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数は60,000株（ただし、上記の調整が行われることがあります。）であり、その発行済株式総数（2021年12月31日現在、自己株式控除後。）に対する割合は約0.2%です。

下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役が付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（6）当社株式等の給付

取締役が退任し、「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、同規程に定める受益者確定手続を行うことにより、原則として「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

（7）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。これにより、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（8）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、「役員株式給付規程」の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

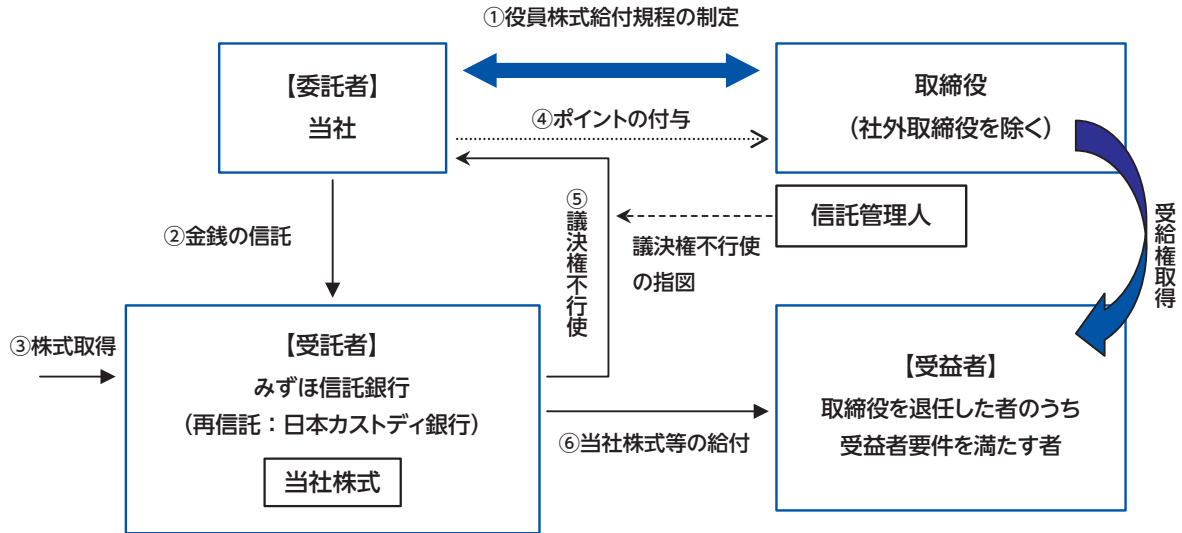
（9）信託終了時の取扱い

本信託の信託期間について、特定の終了日は定めず、本信託は、本制度が継続する限り継続し、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（8）により按分給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

（注）2021年12月末日で終了する事業年度以降については、当社は、取締役のほか、取締役を兼務しない執行役員（以下、単に「執行役員」といいます。）も本制度の対象としております。従って、上記（3）に記載の「当社が本信託に拠出する金額」及び（4）に記載の「当社が取得する株式」は、実際には、執行役員分の金額及び株式が加算されます。また、上記（8）に記載の「本信託が終了する場合における本信託内に残存する配当金等」の取扱いにつきましても、その時点で在任する執行役員も対象に含めて行われることとなります。

(ご参考) 本制度の仕組み



- ① 当社は、株主総会で承認を受けた枠組みの範囲において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

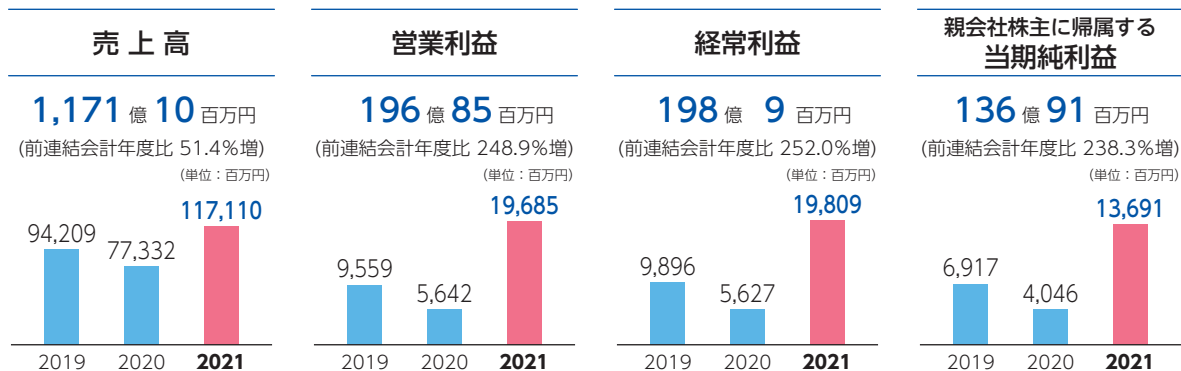
当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の断続的な感染拡大を背景に、外出自粛や飲食店等の営業時間短縮など経済活動の抑制が長期化したことにより個人消費が低迷した一方、ワクチン接種の進展に伴い徐々に行動制限が緩和され、経済活動が正常化に向かうなかで、5GやAI等を活用した最先端分野における技術・品質の高度化、働き方やライフスタイルの変化・多様化に対応した製品やサービスへの新たな需要もみられました。

製造業においては、年初より自動車や半導体及び電子部品などを中心に需要の回復がみられましたが、半導体不足の影響、資源価格の高騰及び物流の逼迫などにより、旺盛な需要に対して供給不足となる状況が継続しました。

このような環境のもと、当社グループは、徹底した感染対策を行いながら工場をはじめとする各拠点の事業活動を安定して継続してまいりました。また、原料調達において供給元との連携を強化することで需要に見合った生産と適正在庫の確保を図るとともに、原油やナフサの価格変動、製品の需給バランスに応じた価格への見直しを行い利益確保に努めてまいりました。

第3次中期経営計画の戦略に基づいた取組みとしては、冷凍機油原料や次世代半導体向け材料の新設備も活用して伸長する需要を着実に取り込み、収益拡大を図りました。また、千葉工場における冷凍機油原料等の生産能力を増強するため、総投資額が約95億円となる設備投資を決定しました。加えてオープンイノベーション拠点であるK H i - l a b (ケイエイチ アイラボ) にオープンラボを開設し、異分野での共同実験を進めるなど新規ビジネス創出に向けた動きを加速しております。さらに、CO₂排出削減効果が見込まれる自家発電設備を千葉工場に新設したことをはじめ環境負荷低減に取り組んだほか、統合報告書を発行し非財務情報の開示を充実させるなど、ビジネス基盤の強化に向けた施策を着実に推し進めました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高1,171億10百万円（前連結会計年度比51.4%増）、営業利益196億85百万円（同248.9%増）、経常利益198億9百万円（同252.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益136億91百万円（同238.3%増）と増収増益となり、各利益の段階で過去最高となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資については、千葉工場における自家発電設備の新設等を実施し、総額は36億39百万円（リース資産を含む）となりました。

③ 資金調達の状況

当社グループは、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパー及び普通社債の発行により資金調達を行っております。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2018年12月期)	第 10 期 (2019年12月期)	第 11 期 (2020年12月期)	第 12 期 (当連結会計年度 (2021年12月期))
売 上 高 (百万円)	101,199	94,209	77,332	117,110
経 常 利 益 (百万円)	11,197	9,896	5,627	19,809
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	6,737	6,917	4,046	13,691
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	182.77	187.09	109.12	368.95
総 資 産 (百万円)	94,035	102,261	95,508	122,069
純 資 産 (百万円)	38,304	43,522	45,884	57,505

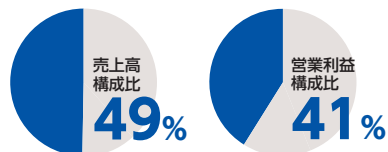
(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を第10期（2019年12月期）の期首から適用しており、第9期（2018年12月期）の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

注. この事業報告に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業分野別の状況

当社グループは、主として石油化学製品の開発・製造・販売を行っておりますが、化学品事業の単一セグメントであるためセグメントごとの記載をしております。なお、事業の概要と主要製品名においては、2021年12月31日現在の状況であります。

基礎化学品

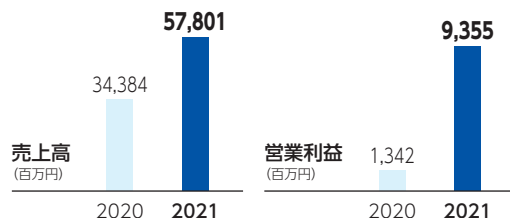


事業の概要

様々な産業分野で使われる溶剤、可塑剤原料、樹脂原料等を当社の基盤技術を用いて製造し、販売しております。

主要製品名

- ブタノール
- オクタノール
- イソノニルアルコール
- 酢酸ブチル



業績POINT

溶剤、可塑剤原料ともに当連結会計年度を通じて堅調な需要が続きました。また、需給バランスのタイト化による海外市況の高騰により輸出の採算性が大きく向上したことに加え、国内においても価格の見直しを行ったことが寄与し、売上高578億1百万円（前連結会計年度比68.1%増）、営業利益93億55百万円（同597.1%増）となりました。

電子材料

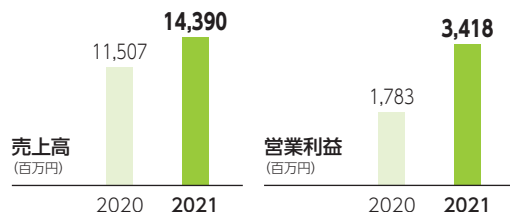


事業の概要

当社の高純度化技術、品質管理技術を融合して、半導体や液晶基板の製造工程に使用される高純度溶剤等を製造し、販売しております。

主要製品名

- プロピレングリコールモノメチルエーテル-P
- プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート-P



業績POINT

半導体向けを中心に前連結会計年度からの好調な需要が当連結会計年度においても継続しました。また、需給バランスのタイト化や原燃料価格の高騰、高品質ニーズの高まりにより製品価格が上昇し、売上高143億90百万円（前連結会計年度比25.1%増）、営業利益34億18百万円（同91.7%増）となりました。

機能的な材料



売上高
構成比

38%

営業利益
構成比

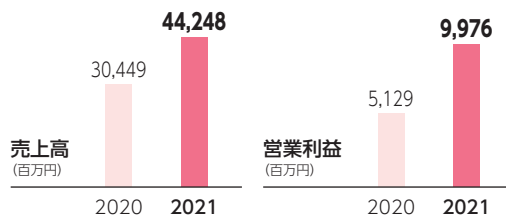
44%

事業の概要

基礎化学品分野で培った合成技術を基に開拓された事業分野であり、エアコン・冷蔵庫等の冷凍機油原料、化粧品原料等を製造し、販売しております。

主要製品名

- イソノナン酸
- トリデカノール
- ダイアセトンアクリルアמיד
- オクチル酸
- 1,3-ブチレングリコール



業績POINT

冷凍機油原料については中国等で環境配慮型のエアコンの生産・販売が増加し、当連結会計年度を通じて当社製品の販売も好調に推移しました。化粧品原料においてはインバウンド需要が戻らず国内の需要は低迷したものの、一部の海外向け需要に回復がみられました。これらの結果、売上高442億48百万円（前連結会計年度比45.3%増）、営業利益99億76百万円（同94.5%増）となりました。

その他

業績POINT

その他は、売上高6億69百万円（前連結会計年度比32.5%減）、営業利益1億8百万円（同50.1%減）となりました。

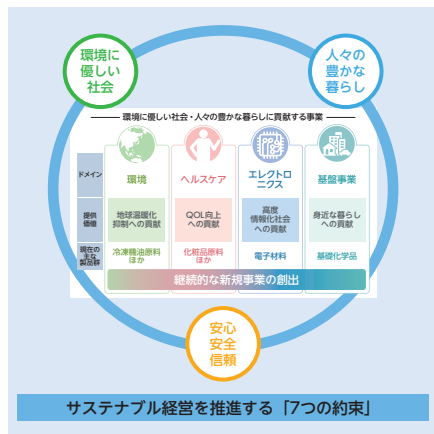
（注）事業分野別の状況における「営業利益」の算出に当たっては、全社に共通する管理費用等を配分しておりません。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、VISION 2030の実現に向けて、2019年度に開始した第3次中期経営計画をこれまでと異なる成長ステージへ踏み出すための「新たな挑戦」と位置づけ、各種施策を推し進めてまいりました。この間、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、2020年度には一時的に業績が大きく落ち込み、厳しい局面もありましたが、2021年度は急速に事業環境が好転したことから、連結営業利益が過去最高を記録するなど、第3次中期経営計画の最終年度で掲げた経営数値目標を大幅に上回ることができました。また、中長期の成長に繋がる戦略を実行するとともに、着実な利益成長による自己資本の積上げを行い、財務基盤を強化することができました。

他方で、世界が持続可能な開発目標（SDGs）への取組みを進めるなか、企業の社会的責任もますます増大してきております。当社グループは、これまでも、環境や人々の暮らしに役立つ製品を提供することで、社会課題解決に貢献してまいりましたが、これからはその動きを更に加速し、事業を通じて様々な価値を提供し、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、当社グループ自身が社会とともにサステナブルな成長を実現していきたいと考えております。具体的には、ステークホルダーの皆さまへサステナブル経営を推進する「7つの約束」を宣言し、それに沿った「マテリアリティ（重要課題）」を定め、継続的にモニタリングすることで誠実に取り組んでまいります。

当社グループのサステナブル経営



サステナブル経営を推進する「7つの約束」と「マテリアリティ（重要課題）」

	7つの約束	マテリアリティ
1	社会課題解決に貢献する事業を展開すること	①戦略ドメインを中心とした社会課題解決型事業の拡大 ②イノベーションの促進 ③成長基盤を強固にする知的財産戦略の強化
2	環境への負荷低減を意識した事業活動を行うこと	④エネルギー効率の向上とCO ₂ 等の排出物削減と管理 ⑤化学物質の適正管理
3	安全・安定運営を通じた信頼の確保に努めること	⑥地域に配慮した工場の保安・防災 ⑦顧客への責任ある安定供給
4	高い倫理観を持った透明性ある経営を実践すること	⑧コーポレート・ガバナンスとリスクマネジメントの強化 ⑨コンプライアンス ⑩ステークホルダーとの透明で責任あるコミュニケーション
5	多様な人材がいきいきと働くことのできる環境を提供すること	⑪従業員の安全衛生 ⑫サステナブル経営を支える人材開発・採用 ⑬従業員エンゲージメント向上と働きやすい職場づくりによる生産性向上
6	責任あるサプライチェーンマネジメントを推進すること	⑭CSR調達の推進
7	「稼ぐ力」を強化すること	⑮安定的な利益創出のための事業ポートフォリオ最適化 ⑯工場の生産性向上・効率化の追求

2022年度から始まる第4次中期経営計画では、第3次中期経営計画で掲げた戦略を更に発展させ、以下の3つの基本戦略を中心に推進してまいります。

VISION 2030で掲げた戦略ドメイン（環境、エレクトロニクス、ヘルスケア）における更なる成長のため、冷凍機油原料等の大型設備投資を着実に実行することや、次世代半導体向け材料設備の活用による最先端分野への拡販など、各種施策を進めてまいります。

また、社会課題解決に向けた中長期的な取組みとして、2050年までのカーボンニュートラル実現を目指してまいります。そのマイルストーンとして、2030年に温室効果ガス（GHG）排出量を2017年（法令に基づく届出数値）比で30%削減すべく、様々な取組みを進めてまいります。加えて、環境にやさしい冷媒に適合した冷凍機油原料の供給を拡大させることで、地球温暖化の抑制にも大きく貢献してまいります。

これらを支えるビジネス基盤の強化として、スマート保安の推進による安全性と生産性の向上や職場環境の改善などにも取り組んでまいります。また、当社は、2022年4月4日より東京証券取引所における上場市場を新市場区分であるプライム市場へ移行いたします。プライム市場に上場する企業として、より一層のコーポレートガバナンスの強化、多様性の確保及び気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に準拠した情報開示などを積極的に行い、持続的な成長と企業価値向上を実現してまいります。

なお、経営数値目標としては、期間累計連結営業利益 486億円、期間累計連結EBITDA 635億円、ROE 15%以上の達成を目指してまいります。

< 基本戦略 >

戦略Ⅰ

戦略ドメインにおける更なる成長

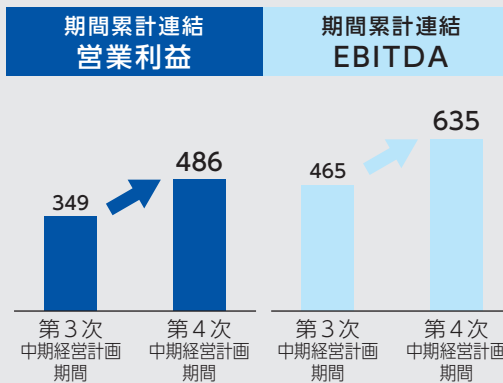
戦略Ⅱ

社会課題解決に向けた中長期的な取組み

戦略Ⅲ

ビジネス基盤の強化

< 経営数値目標 > 単位：億円



第4次中期経営計画の初年度となる2022年度では、基本戦略に基づき、各種施策を着実に実施してまいります。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に留意し、引き続き感染対策を徹底するとともに、当社グループの事業への影響を抑制するなど、リスク管理を適切に行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
黒 金 化 成 株 式 会 社	90百万円	70.9%	電子情報分野、医療分野向け高機能有機材料等の受託製造
株 式 会 社 黒 金 フ ァ イ ン ズ	10百万円	71.0% (61.0%)	健康食品原料、医薬原料、工業薬品等の販売
KH Neochem Americas, Inc.	870千米ドル	100.0%	化学品の輸出入及び販売

(注) 1. 株式会社黒金ファインズにおける当社の議決権比率の()内の数値は、間接所有割合で内数です。
2. 当社の議決権比率については、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

(5) 主要な営業所及び工場等 (2021年12月31日現在)

① 当社

区 分	所 在 地 等
本 社	東京都中央区
工 場	四日市工場 (三重県四日市市)、千葉工場 (千葉県市原市)
研究開発拠点	R&D総合センター (三重県四日市市)、KH i - L a b (神奈川県川崎市)
支 店	大阪支店 (大阪府大阪市)

② 子会社

区 分	会 社 名	本 店 所 在 地
国 内	黒金化成株式会社	愛知県名古屋市
	株式会社黒金ファインズ	愛知県名古屋市
国 外	KH Neochem Americas, Inc.	米国イリノイ州

(6) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

企業集団の使用人の状況

使用人数 (前連結会計年度末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
809名 (20名減)	39.6歳	15.1年

- (注) 1. 当企業集団外への出向者を除き、当企業集団内への受入出向者を含めております。
2. パート等の臨時従業員は含んでおりません。

(7) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	4,405
みずほ信託銀行株式会社	3,985
三井住友信託銀行株式会社	2,286
株式会社りそな銀行	1,866

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 136,200,000株
- ② 発行済株式の総数 37,149,400株 (自己株式404株を含む)
- ③ 株主数 5,285名
- ④ 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,630,800	15.16
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,833,600	7.63
東ソー株式会社	1,852,000	4.99
TAIYO FUND, L.P.	1,741,400	4.69
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227	1,193,000	3.21
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	1,105,700	2.98
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE UKUC UCITS CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT	955,200	2.57
Northern Trust Co.(AVFC)Sub a/c USL Non-Treaty	919,080	2.47
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	895,300	2.41
TAIYO HANEI FUND, L.P.	870,100	2.34

(注) 持株比率については、発行済株式総数から自己株式を控除した数に基づき算出し、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 当社が保有する政策保有株式について

① 政策保有株式の保有状況

当社は、企業価値向上を目的とし、相互に経営方針や事業内容、販売・購入等の取引の重要性を理解し、中長期的な視点で取引の維持やシナジーの創出が重要と考えられる企業の株式（以下、「政策保有株式」といいます。）を保有しております。2021年12月末現在の貸借対照表における政策保有株式の資産計上額は6,645百万円、純資産合計に対する比率は13.0%となりますが、そのうち約5割が非上場株式です。さらにそのうちの約9割を占めているのが、主要原料の安定調達やコンビナート全体での効率的な事業運営を行うために関係各社が共同出資して設立した主要原料の生産会社や共同設備の管理会社の株式であり、まさに事業投資の一環として保有しているものです。

政策保有株式については、上場する個別の株式の評価損益や株主還元、発行企業の財務状況、当社との取引状況、コンプライアンス違反の有無等を個別に確認しております。また、製品販売等による当社収益寄与のほか、資本コストとの比較、市場情報の取得や研究開発への取組み等を総合的に考慮し、中長期視点で保有の是非を検討した上で、毎年、取締役会で協議・検証を行なっております。その結果、現在及び将来にわたり保有の妥当性が認められないとされた株式は保有いたしません。

なお、2022年中に、2021年12月末現在保有している上場株式の貸借対照表計上額のうち1割程度を縮減する予定です。

② 政策保有株式にかかる議決権の行使

当社は、議決権行使にあたっては発行企業の経営及び財務状況、コンプライアンス違反の有無等を検証し、議案への賛否を判断しております。これらは財務担当部門、法務担当部門、取引の主管部門等が個別に検証し、必要に応じ発行企業と対話の上、総合的に判断しております。

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	高 橋 理 夫	
取締役 常務執行役員	松 岡 俊 博	管掌：購買、生産技術、環境、保安・安全、品質保証
取締役 常務執行役員	新 谷 竜 郎	管掌：経営戦略、マーケティング、営業、物流
取締役 常務執行役員	瀧 本 真 矢	管掌：経理・財務、IR、広報、総務、法務・コンプライアンス、 内部統制、リスク管理、ESG推進
取 執 行 役 員	磯 貝 幸 宏	管掌：人事、IT戦略、研究開発、知的財産、情報セキュリティ
社外取締役 (独立役員)	宮 入 小 夜 子	開智国際大学 国際教養学部 国際教養学科 教授 株式会社スコラ・コンサルト パートナー 東洋エンジニアリング株式会社 社外取締役
社外取締役 (独立役員)	土 屋 淳	株式会社土屋インターナショナルコンサルティング 代表取締役社長 綜研化学株式会社 社外取締役
社外取締役 (独立役員)	菊 池 祐 司	東京八丁堀法律事務所 パートナー弁護士 NECネットエスアイ株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	大 戸 徳 男	
社外監査役 (独立役員)	河 合 和 宏	株式会社きらぼし銀行 社外監査役
社外監査役 (独立役員)	田 村 恵 子	あさひ法律事務所 パートナー弁護士 オーデリック株式会社 社外取締役 (監査等委員) 農中信託銀行株式会社 社外監査役

(注) 1. 宮入小夜子氏の戸籍上の氏名は、茨城小夜子です。

2. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他の特別な関係はありません。

3. 当事業年度中の会社における地位、担当及び重要な兼職の異動は、以下のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
松岡俊博	取締役 常務執行役員 生産技術本部長	取締役 常務執行役員 管掌：購買、生産技術、環境、保安・安全、品質保証	2021年4月1日
新谷竜郎	取締役 常務執行役員 事業本部長	取締役 常務執行役員 管掌：経営戦略、マーケティング、営業、物流	2021年4月1日
瀧本真矢	取締役 常務執行役員 コーポレート担当（経理、リスク管理）	取締役 常務執行役員 管掌：経理・財務、IR、広報、総務、法務・コンプライアンス、内部統制、リスク管理、ESG推進	2021年4月1日
磯貝幸宏	取締役 執行役員 研究開発本部長 兼 イノベーション戦略室長	取締役 執行役員 管掌：人事、IT戦略、研究開発、知的財産、情報セキュリティ	2021年4月1日
河合和宏	株式会社きらぼし銀行 社外監査役 日本経営システム株式会社 非常勤監査役	株式会社きらぼし銀行 社外監査役	2021年6月4日

4. 大戸徳男氏、河合和宏氏及び田村恵子氏は、以下のとおり、当社監査役としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ①大戸徳男氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
- ②河合和宏氏は、金融機関等における長年の業務経験及び監査役の実験があります。
- ③田村恵子氏は、弁護士として、金融分野及び企業法務について豊富な専門知識を有しているほか、金融機関等における監査役等の経験があります。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、社外取締役（3名）及び監査役（3名）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は全役員（子会社役員等を含む。）であり、保険料はすべて当社で負担しております。

7. 当社は、宮入小夜子氏、土屋淳氏、菊池祐司氏、河合和宏氏及び田村恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(ご参考) 執行役員の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当
執行役員	齋藤誠司	四日市工場長
執行役員	緒方利明	黒金化成株式会社 出向 (代表取締役社長)
執行役員	中橋彰夫	千葉工場長
執行役員	近藤佳明	環境保安・品質保証部長
執行役員	清水英樹	経営企画部長
執行役員	高橋功	経営管理部長
執行役員	上村朗	経理財務部長
執行役員	徳光篤志	購買部長
執行役員	佐藤克典	営業部長

② 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

	員数 (名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			報酬等の総額 (百万円)
		金銭報酬		株式報酬	
		固定報酬	業績連動報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	8 (3)	129 (25)	29 (-)	34 (-)	193 (25)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	35 (14)	- (-)	- (-)	35 (14)
合計 (うち社外役員)	11 (5)	165 (39)	29 (-)	34 (-)	229 (39)

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株式報酬については、2021年3月23日開催の第11回定時株主総会の決議において継続した業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」に基づき、当事業年度中に費用計上した額を記載しております。

a. 業績連動報酬等に関する事項

・業績指標の内容及びその選定の理由

当社は持続的な企業価値の向上を実現するため、成長性や効率性の向上に努めており、取締役(社外取締役を除く。)の業績連動報酬においては、当社の事業特性等を踏まえ連結EBITDA (= 営業利益+減価償却費+のれん償却費) を指標としています。

・業績連動報酬等の額又は数の算定方法

当社は、取締役(社外取締役を除く。)を対象に業績連動報酬を金銭報酬及び株式報酬それぞれに導入しています。金銭報酬における業績連動報酬は、連結EBITDAの年度予算達成率、過去5年平均達成率を用いて算出しております。その具体的な支給にあたっては、固定報酬との合計額を金銭報酬の年額として、12か月で按分した月例の金額を毎月支給することとしております。

株式報酬である業績連動報酬につきましても、2018年3月27日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」を導入し、2021年3月23日開催の第11回定時株主総会の決議に基づき継続しております。当該制度は、業績との連動性をより一層高めると同時に、株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当該制度においては、連結営業利益で黒字を確保した場合に限ることを条件に、連結EBITDAの年度予算達成率を用いて算出して毎年3月にポイントを付与し、その累計ポイント相当分の報酬等を退任時に支給します。具体的な支給にあたっては、累計ポイントの70%については、「1ポイント=1株」として算出される数の当社株式を支給し、累計ポイントの30%については、退任日時点の株式時価を乗じて算出された額を金銭で支給するものです。

なお、取扱いの詳細は、取締役会で決定する「役員株式給付規程」において定めております。

・業績指標に関する実績

当事業年度を含む連結EBITDAの推移は以下のとおりです。

	第6期～第10期 平均値 (2015年12月期～2019年12月期)	第11期 (2020年12月期)	第12期 (当事業年度) (2021年12月期)
連結EBITDA (百万円)	12,915	9,514	24,189

b. 株式報酬（非金銭報酬等）の内容

当社が導入している業績連動型株式報酬制度の内容は、上記「業績連動報酬等の額又は数の算定方法」に記載のとおりですが、当事業年度に係る報酬等として取締役（社外取締役を除く。）に付与する上記ポイントは合計12,437ポイントとなりました。

c. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

当社取締役及び監査役の報酬等の上限は、以下のとおり決議されております。

対象者	報酬等の種類	上限の額及びポイント数(株式数)	株主総会決議	左記総会終結時点の対象者の員数
取締役 (社外取締役を含む)	金銭報酬	年額200百万円以内 (ただし、使用人兼務の場合の使用人分給与は含みません)	2011年3月31日付の臨時株主総会	8名
取締役 (社外取締役を除く)	株式報酬	・ 3事業年度ごとに110百万円を上限とした金銭を信託に拠出 ・ 1事業年度当たり付与するポイント数（株式数）の上限：35,000ポイント（35,000株）	2021年3月23日開催の第11回定時株主総会	5名
監査役	金銭報酬	年額50百万円以内	2011年3月31日付の臨時株主総会	3名

d. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

・決定方針の決定方法

当社の取締役会は、2019年度より、社外取締役全員と代表取締役社長で構成する任意の指名・報酬委員会に対して、当社の取締役の報酬等の見直しの検討を諮問し、同委員会から答申された内容を踏まえ、2021年1月27日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針（以下、「決定方針」といいます。）を決議しております。

・決定方針の内容の概要

取締役（社外取締役を除く。）の報酬については、以下を基本方針としています。

- ✓中長期的な業績向上と企業価値の増大への十分なインセンティブとなる
- ✓多様で優秀な人材を獲得できる競争力を有する
- ✓株主をはじめとするステークホルダーとの利害の共有を図る

取締役（社外取締役を除く。）の具体的な報酬は、固定報酬及び業績連動報酬からなる金銭報酬並びに信託型の業績連動型株式報酬で構成することとしています。報酬等の決定にあたっては、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で決定することとし、第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等（以下、「経営者報酬調査」といいます。）を活用し、適正な水準に設定することとしています。

このうち金銭報酬の固定報酬は、取締役としての役割や役位等に応じた年額の基準額を12か月で按分した月例の金額を毎月支給することとしています。また、金銭報酬の業績連動報酬及び業績連動型株式報酬に関する方針は、上記「a. 業績連動報酬等に関する事項」及び「b. 株式報酬（非金銭報酬等）の内容」に記載のとおりです。

また、社外取締役の報酬については、役割と独立性の観点から、その役割等に応じて設定された金銭報酬の固定報酬のみとし、それを12か月で按分した月例の金額を毎月支給することとしています。

e. 取締役の報酬等の種類別の割合

取締役（社外取締役を除く。）の報酬等の種類別の割合については、経営者報酬調査において当社と同程度の上場企業をベンチマークした報酬等を参考に、上位の役位ほど業績連動ウエイト、株式報酬ウエイトが高まる構成を基本としています。

具体的な内容は、任意の指名・報酬委員会が検討の上、取締役会に答申し、取締役会は、指名・報酬委員会からの答申内容を尊重し、種類別の報酬割合を決定することとしています。

f. 第三者への委任に関する事項

取締役の報酬等のうち、金銭報酬については、代表取締役社長に個人別の具体的な内容の決定を委任することとしています。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会が指名・報酬委員会に原案の立案を諮問し、答申を得た上で、代表取締役社長は、その答申内容に従って決定しなければならないものとしています。

g. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

h. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の金銭報酬について、2021年3月23日開催の取締役会において代表取締役社長 高橋理夫に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会が指名・報酬委員会に原案の立案を諮問し、答申を得ており、代表取締役社長は、その答申内容に従って決定しなければならないものとしています。

③ 社外役員に関する事項

氏名	地位	出席状況	主な活動状況
宮入 小夜子	社外取締役	取締役会 16 / 16回	主に組織・人材開発における専門的見地から、人材育成や従業員エンゲージメントの向上に関し意見・提言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された全6回の委員会に全て出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定・役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
土屋 淳	社外取締役	取締役会 16 / 16回	主に経営及び技術的見地から、当社のビジネス全般に関し意見・提言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された全6回の委員会に全て出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定・役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
菊池 祐司	社外取締役	取締役会 16 / 16回	主に弁護士としての専門的見地から、リスク管理、コーポレートガバナンスの強化に関し意見・提言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された全6回の委員会に全て出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定・役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
河合 和宏	社外監査役	取締役会 16 / 16回 監査役会 12 / 12回	財務会計における専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、特に内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
田村 恵子	社外監査役	取締役会 16 / 16回 監査役会 12 / 12回	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、特にコーポレートガバナンスの体制について適宜、必要な発言を行っております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(5) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査職務執行状況及び報酬の算出根拠等の妥当性を検討した結果、相当であるものと判断し、会計監査人の報酬等について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に関する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に関する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言業務を委託し対価を支払っております。
4. 当社の重要な子会社のうち、黒金化成株式会社、KH Neochem Americas, Inc.については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要性があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。その場合、取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に係る議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に従い、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針につき取締役会において決議しております。

その内容及び運用状況の概況は以下のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①法令及び定款の遵守を経営の基本と考え、全ての事業活動においてその徹底に努め、企業倫理の教育・啓発活動等を実施する。
 - ②内部通報制度や監査組織を整備し、法令や社内ルールに違反する行為の未然防止を図る。

【運用状況】

- ・企業活動における全ての姿勢・行動の基本をコンプライアンスと捉え、当社グループ共通の行動原則として「コンプライアンス・コード」を制定・公表し、子会社も含め、これを遵守する体制を整えております。
- ・「コンプライアンス・コード」を補足し、より内容を明確にした各種「ポリシー」を定め、これら行動原則を実践することで、コンプライアンスの遵守に努めております。
- ・コンプライアンス違反事案に一定の独立性をもって迅速に対応するために、コンプライアンス担当役員を設置しております。
- ・常勤取締役、執行役員及び部門長等で構成されるコンプライアンス推進会議を年2回開催し、全社におけるコンプライアンスの課題や改善施策を議論し、その内容を職場レベルに落とし込むことで、教育・啓発に努めております。
- ・使用人（執行役員を含み、以下、同様とします。）に対して、関係法令や社内外のルール等を周知徹底するために、各種研修に加え、法令適合性確保のための体制を整備するとともに、強化期間として法務・コンプライアンスウィークを設定し、集中して施策を実施することで、よりコンプライアンス意識の向上を図っております。
- ・財務報告に係る内部統制を評価し、その有効性を確認した報告書を提出しております。
- ・内部通報制度として社外を含む複数のホットラインを設置し、問題の未然防止を図るとともに、違反事案について情報収集を行い厳格に対応し、適時改善に努めております。また、取引先等からの通報を受け付けるホットラインを設置しております。加えて、各種研修の実施、ポスターの掲示及び社内イントラネットへの掲載等を通じ、内部通報制度の周知を行っております。
- ・監査部が独立した立場から、監査計画を策定し、同計画に基づき内部監査を実施しております。また、各部門は監査部から指摘された課題に対し速やかに改善報告の提出まで行うサイクルを構築しており、実効性のある内部監査体制の整備、運用に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、管理対象情報及び管理組織を明確化し、規程等の定めに従って適切に保存及び管理を行う。

【運用状況】

- ・情報セキュリティポリシー及び社内規程等に基づき、取締役及び監査役（以下、「役員」といいます。）がいつでも職務の執行に係る重要な文書・情報にアクセスすることができる体制を整えるとともに、適切に保存及び管理を行っております。
- ・常勤取締役、執行役員及び部門長等で構成される情報セキュリティ推進会議を年2回開催し、全社における情報セキュリティの改善施策を議論し、その内容を職場レベルに落とし込むことで、教育・啓発に努めております。
- ・未公表の重要情報については、関係法令および社内規程に基づき、その管理体制と役員及び使用人の株式の売買等に関する手続きを定め、適切に情報を取り扱うとともに、違反した場合には厳格に対処することにしております。
- ・当事業年度には、決裁等の手続きの電子化を行い、迅速な意思決定・進捗の可視化を図り、閲覧権限管理を強化するとともに、データ化による検索性・閲覧性の向上を図りました。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①損失の危険の管理については、取締役会において会社全体の経営上想定されるリスクを把握し、評価する。

②各部署は所管するリスクの識別・分析・評価・対応を行う。

【運用状況】

- ・社内規程に基づき、各部門が所管する業務に係るリスクを収集し、分析・評価を行い、毎年、リスク台帳を更新しております。また、適宜対策を講じることでリスク低減及び顕在化防止に努めております。
- ・当社におけるリスク管理の所管部門が、リスク台帳に記載のリスクについてモニタリングを行い、一定の基準を超えるリスクについては、年1回、取締役会に報告しております。
- ・緊急事態が発生した際に、損害を最小限に抑え、事業継続や復旧を図るため、事業継続マネジメント（BCM）基本方針を定め、これに基づき各事業場で事業継続計画（BCP）を整備しております。また、当事業年度には、事業場において、BCP訓練を実施いたしました。
- ・年金運用資産につきアセットオーナーとして運用委託機関のスチュワードシップ活動をモニタリングしております。
- ・政策保有上場株式について、取引の主管部門や財務担当部門等において、財務状況やコンプライアンスの状況のみならず、定量的な観点での資本コストとの比較のほか、継続保有メリット、保有経緯等の定性的な観点も含め検討を実施した上で、年に1回、取締役会に報告し、協議・検証を行う

ております。

- ・新型コロナウイルス感染症に関する行動ガイドラインを策定して全役職員に周知徹底を図り、適切な感染対策を実施しながら、事業継続に努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われるために、職務権限を定め業績目標を設定し、諸施策を実行する。
- ②その進捗状況や結果については定期的にレビューを行う。

【運用状況】

- ・VISION 2030及び中期経営計画を定め、諸施策を実行するとともに、これらに関する取締役の職務の執行状況について、取締役会でモニタリングしております。
- ・原則として毎月開催される取締役会で、年度予算及び施策の進捗等が報告され、多面的な検討を行い、必要な対策を講じております。
- ・社内規程に基づき、取締役会の決議事項や職務権限を定め、規程に沿った運用を行っております。
- ・当事業年度には、管掌役員制度の導入や業務執行権限の委譲等により、監督と執行の分離及び意思決定の迅速化を図りました。また、執行役員の契約を雇用型から委任型に見直すことで、責任の所在をより明確化しました。
- ・取締役会の実効性向上のために、第三者機関を活用し、取締役会メンバーにおいて分析・議論・評価を行い、具体的な改善策を実施しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するために、関係会社を管理するための社内規程を制定し、業務執行に関する責任及び権限を規定するとともに、内部監査部門による監査を実施する。

【運用状況】

- ・社内規程に基づき、子会社を所管する部門の役割を明確化し、子会社に適宜報告をさせることで、経営状況等の重要な情報の適切な把握に努めております。
- ・重要な子会社に対し、法令の制定や改正等必要に応じて、規程の整備や改正を指示しております。
- ・重要な子会社におけるコンプライアンス違反事案については、取締役会に報告するとともに、その改善策については、コンプライアンス推進会議や子会社との報告会等を通じて協議の上、対応しております。また、コンプライアンス意識の向上のため、当社が協力して、各種研修を実施しております。
- ・重要な子会社に、代表取締役社長をはじめ、役員として、当社役員や使用人を派遣又は出向させ、適切な指導及び監督を行うとともに、監査部が内部監査を実施する等、企業集団全体での適切な管理・運営を推進しております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその業務を遂行するために補助要員が必要な場合、使用人若干名に、監査役の職務の補助機能を担当させる。その場合、当該業務においては取締役ではなく監査役がその使用人を指揮・監督する。

【運用状況】

- ・ 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合には、速やかにこれに対応いたします。

- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。特に、法令もしくは定款に違反する行為及び会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実、又はそのおそれを発見した場合は、遅滞なく監査役に報告を行う。

【運用状況】

- ・ 監査役に対し、取締役会の付議事項及び報告事項等に関し、会議開催前に情報提供や説明を行っております。
- ・ 監査役に対し、コンプライアンス違反事案等について、都度報告や説明を行っております。
- ・ 常勤監査役が経営会議、コンプライアンス推進会議及び情報セキュリティ推進会議等、重要な会議に出席しております。
- ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、所管する子会社の情報を収集した上で、適宜、必要な情報を常勤監査役に提供しております。
- ・ 常勤監査役は、社外監査役に対して、適宜、必要な情報を共有しております。

- (8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人から監査役への報告については、法令等に従い報告内容を秘密として保持するとともに、当該報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

【運用状況】

- ・ 内部通報制度として、「常勤監査役ホットライン」を設置しております。また、他のホットラインとともに周知を行っており、その対応において、秘密を厳守し報告者に対して不利益な取扱いをしないことを約し、その徹底に努めております。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行上必要と認める費用について、前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

【運用状況】

- ・ 監査役が前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、監査役は内部監査組織等と連携して監査を実施することができる。
 - ② 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ適宜必要な情報提供を行う。

【運用状況】

- ・ 監査役と監査部が毎月連絡会を開催し、監査活動計画・監査活動の振返り等の情報を共有しております。また、より実効性のある監査を実施するため、必要に応じ、監査役は監査部、経理担当部門と連携して監査を行っております。
- ・ 監査部から監査役に対し内部監査結果についての報告書を提出しております。
- ・ 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、適宜必要な情報の提供に努めております。

なお、コーポレートガバナンスの更なる強化及び今般の社会環境の変化等を反映したものとするため、上記方針の改正を2022年1月28日開催の取締役会にて決議し、当社ウェブサイトに掲載しております。
(当社ウェブサイト <https://www.khneochem.co.jp>)

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	70,291	流 動 負 債	53,276
現金及び預金	16,934	支払手形及び買掛金	25,640
受取手形及び売掛金	33,186	短期借入金	10,210
商品及び製品	14,562	1年内返済予定の長期借入金	3,250
仕掛品	413	リース債務	91
原材料及び貯蔵品	2,909	未払金	4,716
その他	2,288	未払法人税等	6,214
貸倒引当金	△4	修繕引当金	2,302
固 定 資 産	51,778	その他	850
有 形 固 定 資 産	39,170	固 定 負 債	11,288
建物及び構築物	5,881	社債	5,000
機械装置及び運搬具	10,523	リース債務	1,606
土地	17,549	繰延税金負債	1,922
リース資産	1,484	退職給付に係る負債	2,526
建設仮勘定	1,960	その他	232
その他	1,772	負 債 合 計	64,564
無 形 固 定 資 産	1,825	純 資 産 の 部	
のれん	1,243	株 主 資 本	53,751
その他	581	資本金	8,855
投 資 そ の 他 の 資 産	10,782	資本剰余金	6,186
投資有価証券	8,176	利益剰余金	38,841
退職給付に係る資産	1,929	自己株式	△132
繰延税金資産	185	その他の包括利益累計額	1,166
その他	493	その他有価証券評価差額金	1,022
貸倒引当金	△1	繰延ヘッジ損益	△0
資 産 合 計	122,069	為替換算調整勘定	42
		退職給付に係る調整累計額	102
		非 支 配 株 主 持 分	2,587
		純 資 産 合 計	57,505
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	122,069

注. 記載金額は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		117,110
売上原価		84,876
売上総利益		32,233
販売費及び一般管理費		12,547
営業利益		19,685
営業外収益		
受取利息及び配当金	136	
持分法による投資利益	258	
補助金収入	77	
その他	213	686
営業外費用		
支払利息	102	
固定資産処分損	385	
その他	74	562
経常利益		19,809
特別利益		
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩額	89	89
特別損失		
減損損失	111	111
税金等調整前当期純利益		19,788
法人税、住民税及び事業税	6,523	
法人税等調整額	△599	5,924
当期純利益		13,864
非支配株主に帰属する当期純利益		173
親会社株主に帰属する当期純利益		13,691

注. 記載金額は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	66,335	流 動 負 債	53,816
現金及び預金	15,073	買掛金	24,469
売掛金	32,896	短期借入金	12,710
商品及び製品	13,268	1年内返済予定の長期借入金	3,250
仕掛品	331	リース債務	91
原材料及び貯蔵品	2,490	未払金	4,381
未収入金	2,074	未払法人税等	5,912
その他	200	預り金	287
固 定 資 産	49,460	修繕引当金	2,302
有 形 固 定 資 産	34,822	その他	411
建物	1,465	固 定 負 債	10,681
構築物	2,512	社債	5,000
機械及び装置	9,218	リース債務	1,606
車両運搬具	1	繰延税金負債	1,962
工具、器具及び備品	364	退職給付引当金	2,001
土地	16,628	資産除去債務	29
リース資産	1,484	その他	80
建設仮勘定	1,923	負 債 合 計	64,497
その他	1,223	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,790	株 主 資 本	50,277
のれん	1,243	資本金	8,855
ソフトウェア	544	資本剰余金	5,355
その他	2	資本準備金	5,355
投 資 そ の 他 の 資 産	12,847	利益剰余金	36,198
投資有価証券	6,645	その他利益剰余金	36,198
関係会社株式	4,291	繰越利益剰余金	36,198
前払年金費用	1,648	自己株式	△132
その他	261	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,021
資 産 合 計	115,796	その他有価証券評価差額金	1,022
		繰延ヘッジ損益	△0
		純 資 産 合 計	51,298
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	115,796

注. 記載金額は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	109,410
売上原価	79,259
売上総利益	30,151
販売費及び一般管理費	11,381
営業利益	18,769
営業外収益	
受取利息及び配当金	419
その他	156
営業外費用	
支払利息	105
固定資産処分損	382
その他	74
経常利益	18,783
税引前当期純利益	18,783
法人税、住民税及び事業税	6,076
法人税等調整額	△483
当期純利益	13,190

注. 記載金額は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

KHネオケム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥津 佳樹 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 歌 健至 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、KHネオケム株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、KHネオケム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

K H ネ オ ケ ム 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 奥 津 佳 樹 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 歌 健 至 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、KHネオケム株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月15日

KHネオケム株式会社 監査役会

常勤監査役 大 戸 徳 男 ㊟

社外監査役 河 合 和 宏 ㊟

社外監査役 田 村 恵 子 ㊟

以 上

TOPICS サステナブル経営に向けた取組み

千葉工場 製造設備の増強投資を決定

当社は、機能性材料事業の主力製品である冷凍機油原料等の生産能力を増強するため、千葉工場における製造設備の増強投資を決定いたしました。本設備投資の総額は約95億円で、工事完工は2024年7月を予定しております。

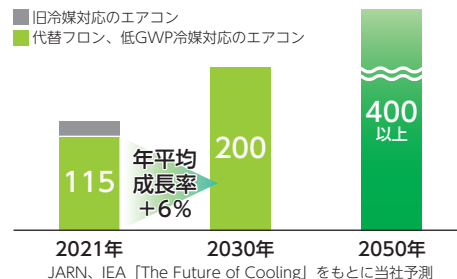
近年、新興国等におけるエアコン市場の拡大や、地球温暖化係数（GWP）の低い冷媒へのシフトに伴い、当社の冷凍機油原料の需要が伸長しております。冷凍機油は、エアコンの内部で冷媒を循環させるために使用する潤滑油ですが、今後も国際的な環境規制の強化に伴い、環境配慮型エアコンに使用される冷凍機油のさらなる需要の増加が予想されております。当社は、本設備投資により冷凍機油原料をはじめとする千葉工場全体の生産能力を増強・最適化することで同工場の収益力を一層強化していくとともに、冷凍機油原料の供給拡大を通じて環境に優しい社会の実現に貢献してまいります。

製造設備増強のポイント！

環境配慮型エアコンの市場は特に新興国を中心に世界的に拡大が見込まれております。当社は設備増強を実施することで、新興国を中心にシェアを確保し冷凍機油原料のリーディングカンパニーとして、収益拡大を目指します。

エアコン販売台数

(単位：百万台)



TCFD提言への賛同



2022年1月28日、TCFD提言への賛同を表明いたしました。当社は、環境への負荷低減を意識した事業活動を心がけ、サプライチェーンにおける温室効果ガス発生抑制に努めるほか、レスポンシブル・ケアなどの取組みにも注力しております。本提言への賛同表明を踏まえ、気候変動によるリスクと機会が当社事業に与える影響をより詳細に分析、検討を進めてまいります。

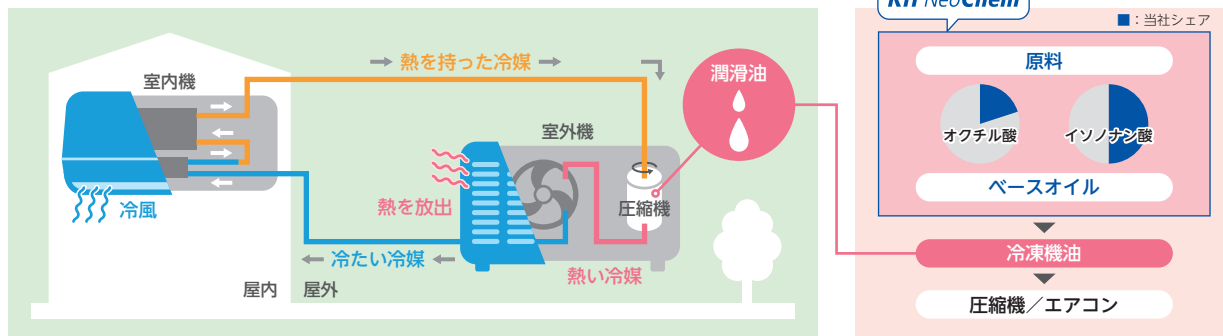
地球温暖化抑制に貢献する冷凍機油原料

エアコンは、室内の熱い空気を取り込み、熱のみを外に運び出すことで部屋を涼しくします。この際、『熱を運び出す』役割を担う冷媒は、室外機の圧縮機で圧縮されることでその機能を発揮します。冷媒は、オゾン層破壊の原因となる特定フロンR22からオゾン層を破壊しない代替フロンR410Aへの世界的な転換が2000年頃より急速に進みましたが、このR410Aについても、さらに地球温暖化係数の低い冷媒R32への転換が加速しており、先進国では2036年までにCO₂換算値で85%削減することが目標*とされています。

当社はR410Aはもとより、R32をはじめとする地球温暖化係数の低い冷媒と相性の良い冷凍機油の原料として、イソノナン酸やオクチル酸などを提供しており、世界でも大変高いシェアを保持しています。また、これらの製品を安定的に供給することで、地球温暖化の抑制に大きく貢献しております。

※：モントリオール議定書に基づくキガリ改正における削減目標のこと。

エアコンの仕組み



期末の株主通信廃止のお知らせ

この度、定時株主総会終了後にお送りしておりました期末株主通信の送付を取りやめることといたしました。なお、中間株主通信につきましては、今後も発行を継続する予定です。何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

当社に関連する各種情報は、当社ウェブサイトよりご覧いただけます。



株主総会会場ご案内図

日時

2022年3月24日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

会場

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
COREDO室町1（コレド室町1）
日本橋三井ホール（受付：4階）
TEL 03-5200-3210



交通

三越前駅

A6出口横
直結

東京メトロ
銀座線

東京メトロ
半蔵門線

新日本橋駅

地下道
直結

JR
総武快速線

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
右図を読み取りください。



新型コロナウイルス感染症の
拡大防止のため、本定時株主総
会につきましては、極力、書面
又はインターネット等により
事前に議決権を行使いただき、
株主様の健康状態にかかわらず
株主総会当日のご来場をお控え
いただきますよう、ご理解と
ご協力をお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。